

瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第5条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。 第7条から第9条 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年9月24日から施行する。</u>	第1条から第5条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。 第7条から第9条 略